

平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、人口の減少を抑制し、地域の活性化を図るため、新たに中古住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において移住・定住促進中古住宅取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 住宅又は居住の用に供したところのある家屋で建設工事の完了から起算して1年以上のものをいう。
- (2) 専用住宅 居住の目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (3) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供する部分が結合している住宅をいう。
- (4) 中古住宅の取得 購入した中古住宅の所有権保存登記、又は移転登記が完了したことをいう。
- (5) 移住者 当町の住民基本台帳に登録された日以前5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後3年以内である者（企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録された者は除く。）をいう。

(補助金交付対象の中古住宅)

第3条 補助金の対象となる中古住宅は、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、床面積が50平方メートルを超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中古住宅の取得については、交付の対象としないものとする。

- (1) 別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等営利を目的とする住宅
- (2) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅
- (3) 併用住宅で店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートル未満である住宅
- (4) 3親等内の親族から取得した住宅
- (5) 当該住宅が公共工事等に伴う移転補償等の捕填を受けて取得した住宅

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する中古住宅を取得した者（法人を除く。）であって、第6条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付対象となる中古住宅に住民登録していること。
- (2) 平内町に2年以上継続して定住する意志があること。
- (3) 納税義務のある申請者及び同居者に市町村税・その他の納付金等の滞納がないこと。
- (4) 町内会に加入していること。
- (5) 町内に所有する住宅がないこと。
- (6) 申請者は交付対象者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、中古住宅の取得費（土地の取得も含む。）の10分の1以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は250,000円とする。

2 交付対象者が移住者である場合、前項の規定にかかわらず補助金の額は中古住宅の取得費

(土地の取得も含む。)の10分の2以内の額(その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の限度額は500,000円とする。

3 補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。

(補助金交付の申請)

第6条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票(移住者の場合は戸籍の附票)
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 土地及び建物の購入に係る売買契約書の写し
- (4) 当該住宅の位置図、案内図、平面図等
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村税等の滞納がないことの証明書
- (6) 定住誓約書(様式第2号)
- (7) 町内会加入証明書(様式第3号)
- (8) 同意書(様式第4号)
- (9) その他町長が必要と認めるもの

2 申請期間は中古住宅の取得日から起算して6ヶ月以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(現況の調査)

第8条 町長は、補助金の交付を申請するものに対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の請求及び実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者は、平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金交付請求書兼実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買代金の支払を証明できる書類(領収書又はこれに準ずるものの写し等)
- (2) 中古住宅の写真
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金取消通知書(様式第7号)により補助金の決定を受けた者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金

が交付されているときは、平内町移住・定住促進中古住宅取得補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。